

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期
間の一部を改正する件（案）に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 11 月
厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び
期間の一部を改正する件（案）について、令和 6 年 9 月 26 日から 10 月 25 日まで
御意見を募集しましたが、当該案に関する御意見は寄せられませんでした。